

行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

	所管課名	資源循環推進課	整理番号	1-35
許認可等の種類	廃棄物再生事業者の登録			
根拠法令条例等・条項	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第20条の2			
許認可等の概要	基準に適合する廃棄物再生事業者の登録			
審査基準 (未設定の場合はその理由)	<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)第20条の2第1項の申請者の能力について、法令で定めるもののほか、以下のとおり定める。</p> <p>1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)第17条第1項第5号に規定する「廃棄物再生事業者の経理的基礎に関する資料」とは、以下の書類とする。</p> <p>(1)申請者が法人である場合 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号。以下「規則」という。)第9条の2第2項第6号に規定する書類</p> <p>(2)申請者が個人である場合 規則第9条の2第2項第7号に規定する書類</p> <p>2 規則第16条の2第4号に規定する「事業を的確に、かつ、継続して行うに足る経理的基礎を有すること。」とは、少なくとも以下の税金の滞納がないこととする。</p> <p>(1)申請者が法人である場合 法人税</p> <p>(2)申請者が個人である場合 所得税</p> <p>3 規則第16条の2第5号に規定する「その他事業を適正に行うことができる者であること。」とは、次のいずれにも該当する者であることとする。</p> <p>(1)法第7条第5項第4号のイからヌのいずれにも該当しないこと。</p> <p>(2)申請の日までの過去5年間に、規則第9条の3第1号の特定不利益処分を受けていないこと。</p>			
基準の制定根拠	H27.5.8 伺定			
標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	30日			
期間の制定根拠	H13.10.1伺定			